

ハローブリッジ下倉庫壁面ミューラルアート制作業務委託仕様書

1 委託件名

ハローブリッジ下倉庫壁面ミューラルアート制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6（2024）年10月31日（木）まで

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町7-8地先

4 業務の目的

本市では、川崎が自らの可能性を広げることができるまちであると認識され、国内外からアーティストが集い、市内の建物や道路上の構造物等に、景観を損なわない範囲でミューラルアートを施すことにより、まちにアートが溢れ、誰もが気軽に若者文化のアートに触れることができることを目指している。

また、令和6（2024）年の川崎市市制100周年を契機に、その象徴的事業として全国都市緑化かわさきフェアを開催し、「川崎らしいみどり」を全国に向けて発信していくとしている。

これらの状況を踏まえ、全国都市緑化かわさきフェア会場へのアクセス道路であるハローブリッジ下の倉庫の壁面に、緑化フェアに関連するテーマのデザイン描画を施すことで、若者文化としてのミューラルアートと「川崎らしいみどり」の相乗効果を生み出し、広く内外にその魅力を発信することを目的とし実施するものである。

5 対象壁面（別紙参照）

場 所：川崎市川崎区宮本町7-8地先

サイズ：高さ：約3.0m、幅：約12m

素 材：フラット鋼板

※壁内であれば制作範囲に特に制限は設けない。ただし、壁の機能に支障を及ぼさないことを前提とする。

6 業務内容

（1）ミューラルアートの制作

目的・制作テーマに基づいて対象壁面に周辺景観と調和したミューラルアートを制作する。

ア 制作テーマ

「4 業務の目的」の主旨を理解した上で、「多様性」の価値の共有や、市民に「愛着」と「誇り」を持っていただく機会とする等の市制100周年の基本理念を踏まえるとともに、設置場所が全国都市緑化かわさきフェアの会場へのアクセス道路であるハローブリッジであることから、全国都市緑化かわさきフェアのテーマである川崎らしいみどりを意識したテーマのデザイン描画を施すこととする。ただし公共の場であることを踏まえ、町の景色に調和するように工夫し、景観を損なわ

ないデザインとする。

イ 制作技法

現地で壁面に直接描くものとし、屋外に常時設置することを考慮し屋外用の壁画専用の塗料を使用しなければならない。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。

ウ 安全対策

ミューラルアートを制作するにあたり歩道上で作業する際は、コーンやロープなどを設置し、安全な通行環境を確保し、事故等が発生しないようにすること。なお、事故等が発生した場合は速やかに発注者へ連絡すること。

エ 履行期限

「2 委託期間」に関わらず、ミューラルアートの制作期限は令和6（2024）年10月15日（火）までとする。

（2）メイキング映像の制作

ミューラルアート制作にあたり、完成後、広報等に活用できるように制作過程の映像をドキュメンタリータッチやタイムラプス等見る人の興味を引く形式で記録・編集する。

7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）基本的人権を侵害するもの
- （4）政治性、宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人又は団体の名刺広告
- （7）美観風致を害する恐れがあるもの
- （8）青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- （9）営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- （10）第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- （11）特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- （12）個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

8 屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例に基づく留意事項

本業務において制作するミューラルアートは、屋外に常時設置し、多くの人の目に触れるものであることから、屋外広告物に該当するが、川崎市屋外広告物条例第7条第2項の地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物に該当することから、同条例第3条に規定する許可申請は要しない。

また、同条例施行規則別表第2第8項に定める広告物又は掲出物件の規格は適用しない。

9 成果品

本業務の成果品は、ミューラルアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象の壁面に制作した

ミューラルアート並びに次に定めるものとし、完成デザイン画を対象の壁面に制作したミューラルアート以外の納品先は、川崎市市民文化局市民文化振興室とする。また、成果品及びその著作権は川崎市の所有とする。

- (1) ミューラルアートの完成デザイン画 1部 (A3 以上カラー印刷)
- (2) 現地完成写真 1部
- (3) メイキング映像のデータ
- (4) その他参考資料 1式
- (5) 上記を収めた電子データ 1式

10 制作物の取り扱いについて

本業務において、ミューラルアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象壁に制作したミューラルアート（以下において「制作物」という。）の取り扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 制作物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。
- (2) 将来的に制作物が劣化した場合は撤去が想定されるため、受注者は制作物の掲載期間満了日を制定せず、本市が独自で行う旨の了承を著作者に得なければならない。

11 掲出期間について

ミューラルアートの掲出期間は、5年を基本とし、撤去等の判断については、発注者が現地状況や社会情勢等を踏まえ判断するものとする。

この他、制作物の維持管理、修復（落書き等による汚損も含む）についても、発注者が現地状況等を踏まえ判断し、実施するものとする。

12 その他

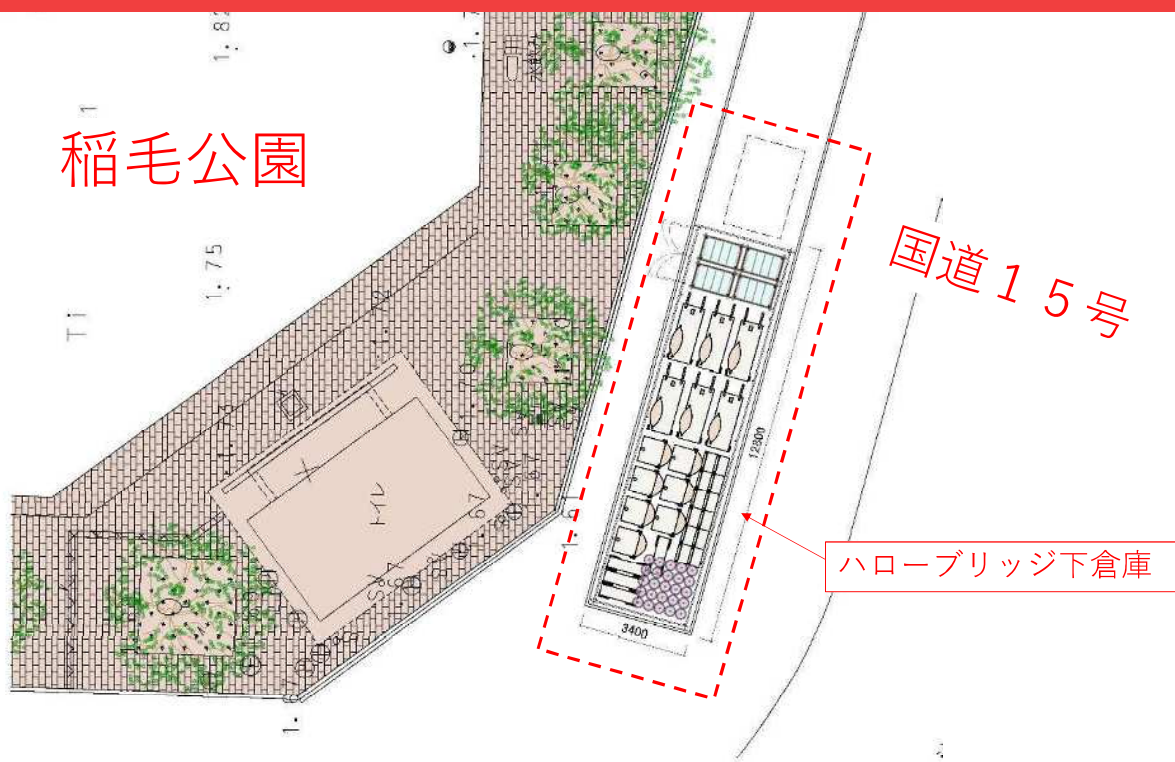
- (1) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むこと。なお、下地補修等、制作に関連して発生する作業については、原則として受託者が負担するものとする。
- (2) 受注者はミューラルアートのデザインについて、発注者と十分協議のうえ、決定する。
- (3) 受注者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

別紙

<位置図、制作対象倉庫壁写真、仕様>

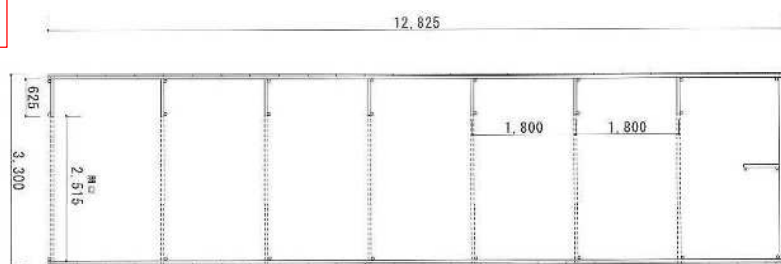


稲毛公園倉庫利用について



稲毛公園倉庫利用について

平面図



※既存メッシュフェンスの内側に設置

高さ3m×長さ約12m

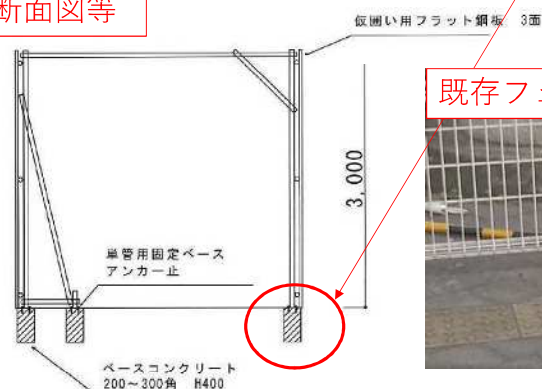
基礎は既製品を利用。
設置の際は、配線等に
配慮して手掘り。

鋼板イメージ



0.8×3.0M

断面図等



既存フェンス基礎写真

